中国最新法令〈速報〉

※月2回発行

I. 重要法令等の解説

- 1. 「市場参入ネガティブリスト (2022 年版)」
- 2. 「金融安定法(草案意見募集稿)」
- Ⅱ、注目法令等の紹介
 - 1. 「一部行政法規の改正及び廃止に関する決定」
 - 2. 「医療機器生産監督管理規則(改正)」、「医療機器取扱 監督管理規則(改正)」
 - 3. 「『民事訴訟法』の適用に関する解釈(改正)」
- Ⅲ. その他の法令等一覧

2022年4月28日号(No.374)

森・濱田松本法律事務所 中国プラクティスグループ https://www.mhmjapan.com/

弁護士 石本 茂彦 **2** 03-5223-7736

弁護士 江口 拓哉 **2** 06-6377-9402

弁護士 小野寺 良文 **2** 03-5223-7769

弁護士 康 石 **3** 03-5223-7796

弁護士 森 規光 **2** 03-6266-8748

本号編集責任者:江口 拓哉

I. 重要法令等の解説

1. 「市場参入ネガティブリスト (2022 年版)」

(原文「市场准入负面清单(2022年版)」)

国家発展改革委員会、商務部 2022年3月12日公布、同日施行

執筆担当:柴巍、塩崎耕平、五十嵐充

「市場参入ネガティブリスト(2022年版)」(以下「本ネガティブリスト」という。) は、「市場参入ネガティブリスト(2020年版)」1(以下「2020年ネガティブリスト」 という。)を改正し、情報伝達、ソフトウェア及び情報技術サービス業や金融業の一 定の業務、インターネット金融情報サービス業務など7項目を削除する一方で、「ニ ュースメディア関連業務」を参入禁止項目に追加した。

(1) 概要

市場参入ネガティブリストとは、中国国内における投資経営の参入を禁止又は制 限する業種、分野及び業務等を列挙したリストである。これは内資・外資に共通し て適用され、記載のない業種、分野、業務等は、内資・外資を問わず法に基づき平等 に参入することができる(1条)。但し、外資の市場主体は、別途外資にのみ適用さ れる「外商投資参入特別管理措置(外資ネガティブリスト)」及び「自由貿易試験区 外商投資参入特別管理措置」(自貿区ネガティブリスト)等も確認する必要がある。 本ネガティブリストは、2021年10月8日に公表された「市場参入ネガティブリ スト(2021版)(意見募集稿)」の内容をほぼそのまま踏襲しており2、参入禁止項目

¹ <u>本ニュースレターNo.344(2021 年 1 月 15 日発行)</u>をご参照。 ² 本ニュースレターNo.362(2021 年 10 月 29 日発行)をご参照。

中国最新法令 〈速報〉

6項目、参入許可項目(許可等を得てから参入できる項目を指す。)111項目の計117項目を列挙している。2020年ネガティブリストと比べると、参入許可事項7項目を削除した一方で、参入禁止事項1項目を追加し、全体として6項目減少した(1条)。

(2) 追加された参入禁止項目(1項目)

本ネガティブリストは、「規則に違反してニュースメディア関連業務を実施することを禁止する」との参入禁止項目を新たに追加した(6項)。具体的には、非公有資本は下表の業務を実施してはならないとされている。もっとも、ニュースメディア関連業務については、従前から「非公有資本の文化産業への参入に関する若干の決定」(以下「文化産業参入決定」という。)3等において広範な規制があったところであり、従前の状況との相違点は、下表のとおりである。

禁止業務		従前の状況との相違点
1	ニュースの取材、編集、放送及び発 表	実質的変更はないものと評価できる。 : 2020 年ネガティブリストも、非公有資本が「イン ターネットのニュース情報の取材編集業務」に従 事すること、インターネットニュース情報サービ
2	報道機関の設立及び経営への投資	スを経営する外資出資企業を設立することを禁止 していた。 :文化産業参入決定 9 条も、非公有資本に対し上記 ②と同様の行為を禁止していた。
3	報道機関の版面、周波数、チャンネ ル、コーナー、パブリックアカウン ト等の経営	「パブリックアカウント」は新たなメディア形式として明記されたが、そのほかに実質的な変更はないものと評価できる。 ・非公有資本による報道機関の設立及び経営への投資は禁止されており(文化産業参入決定9条)、かつ、従前から版面、周波数の譲渡等が禁止されていた(出版管理条例21条、ラジオテレビ管理条例13条、20条)。
(4)(5)(6)	政治、経済、軍事、外交にかかわり、 重大な社会、文化、科学技術、衛生、 教育、スポーツその他の政治的志向、 世論誘導、価値選択等に関連する活動、事件の実況ライブ配信 海外(原文:境外)主体の発表したニュースの輸入 ニュース・世論領域のフォーラム及 び評価・表彰活動の開催	これまでの法令では明確には規定されておらず、今般新たに禁止されることが明確化された。

(3) 削除された参入許可項目 (7項目)

削除された参入許可項目は、下表のとおりである。

業種	業務
情報伝送、ソフトウェア及び情報技術サービ	国外衛星資源の賃借、又は国際通信ポート局
ス業	の設立(2020 年ネガティブリスト 56 項)

³ 国発〔2005〕10 号

中国最新法令〈速報〉

金融業	株式の発行、又は特定上場会社の買収再編 (同 66 項)
リース及びビジネスサービス業	涉外統計調査業務(同 73 項)
水利、環境及び公共施設管理業	限定領域内の雷電防護装置の施工、及び雷電 防護装置の検査測定業務(同89項)
教育	警備員養成訓練業務(同 93 項)
衛生及び社会福祉	医療放射線製品関連業務(同 96 項)
「インターネット市場への参入禁止・参入許	インターネット金融情報サービス業務(同 117
可目録」における許可類の事項	項)

(4) その他

本ネガティブリストは、市場参入ネガティブリストの違反事例に関する収集通報制度を構築するとの規定を追加した。関連情報は、「信用中国」サイト上(https://www.creditchina.gov.cn/)に公示されるとのことである(6条)。

なお、本ネガティブリストの意見募集稿では、付属文書 2 として、「産業構造調整 指導目録(2019 年版)」の淘汰類「一 旧式の生産技術装備」の項目に、仮想通貨の マイニング(原文:挖矿)活動を追加していたが、2021 年 10 月 21 日、国家発展改 革委員会は、別途当該内容を追加した「産業構造調整指導目録」の意見募集稿を公 表しており、本ネガティブリストでは、当該追加は削除されている。

(全 117 項目)

2. 「金融安定法(草案意見募集稿)」

(原文「中华人民共和国金融稳定法(草案征求意见稿)」)

中国人民銀行 2022年4月6日公布、意見募集期限2022年5月6日

執筆担当: 張 雪駿、福島 翔平、井村 俊介

中国では、金融に関連する法令として「中国人民銀行法」、「商業銀行法」、「証券法」、「保険法」等が存在するが、金融システムの安定に関する横断的な基本法は制定されていない。近年、新興のフィンテック企業に対する法律上の対応⁴が進められており、一部金融機構による金融リスク事件⁵も発生している。また、新型コロナウイルス蔓延の影響を受けて、中国のマクロレバレッジ比率⁶は比較的高い水準で推移しており⁷、金融システムの安定が課題となっている。2022 年全国人民大会

⁴ 例えば、「ネットワーク少額貸付業務管理暫定規則(意見募集稿)」(中国銀行保険監督管理委員会、中国人民銀行、2020年 11月2日公布、意見募集期限2020年12月2日)

⁵ 例えば、包商銀行は、重大な信用リスクが発生したことを理由として 2019 年 4 月に中国銀行保険監督管理委員会によって接収管理された。

⁶ マクロレバレッジ比率とは、非金融企業部門、政府部門、家計部門の債務残高合計の対 GDP 比率を意味する(2021 年度中国金融安定報告: http://www.pbc.gov.cn/jinrongwendingju/146766/146772/4332768/index.html)

⁷ 中国人民銀行が公布した 2021 年第 4 四半期貨幣政策執行報告(http://www.gov.cn/xinwen/2022-02/14/content-5673404.htm)によれば、2016 年から 2019 年まで、中国のマクロレバレッジ比率は 250%前後であったが、2020 年は 280.2%に、2021 年には 272.5%になっている。

中国最新法令〈速報〉

における政府業務報告⁸において、金融リスクの事前警戒、対応能力の強化及び金融安定保障基金の設立が言及され、中国人民銀行は、「金融安定法(草案意見募集稿)」(以下「本意見募集稿」という。)を公布した⁹。

本意見募集稿では、金融リスクの予防やリスクが生じた場合の対応等を規定しており、特に、主要株主や実質的支配者等の責任を規定している点、新たに金融安定保障基金の設立等を規定している点で注目に値する。

(1) 金融リスクの予防

本意見募集稿では、金融リスクの発生を防止する目的で、銀行や保険会社等の金融機構¹⁰、主要株主¹¹及び実質的支配者に関する、参入要件や順守事項を規定している。

金融機構	主要株主	実質的支配者	
認可を受けずに金融機構を設立	良好な資本力、財務状況及び信用記録を有し、法令に定める慎重性要件		
して、金融業務に従事してはな	に合致するほか、非金融企業である場合は規範的なコーポレート・ガバナ		
らない(10条)。	ンス、明確な持分構造並びに健全なリスク管理制度及び内部統制制度を		
	具備しなければならない(12条) ¹² 。		
認可を得た業務及び地域の範囲	株主13は、自らの資金を用いて出	持分代理保有、関連取引の隠匿等	
内で経営し、合理的な持分構造	資し、虚偽出資、循環出資、出資	により、実質的支配権の所在を隠	
を確立して、コーポレート・ガバナ	の不正引出し等により、金融機構	してはならない(13条3項)。	
ンス及び内部統制制度を整備す	の資金を違法に使用してはなら		
る(11条)。	ない(13条1項)。		
利益配当を通じて債権者、その	株主14及び実質的支配者は、違法に金融機構の資産を移転して、株主		
他利益主体の合法的な権益を	有限責任又は実質的支配権を濫用して金融機構、その他の株主、債権		
侵害してはならない(14条)。	者及びその他の利益主体の合法的な権益を侵害してはならない (13条		
	2項)。		

⁸ 2022 年政府業務報告(<u>http://www.gov.cn/premier/2022-03/12/content_5678750.htm</u>)

⁹ 本意見募集稿は、意見募集を踏まえて内容が修正される可能性があり、正式に公布・施行されるまで は法令としての効力を有しない。

¹⁰ 金融機構とは、法に基づき金融業務に従事する銀行業、証券先物業、信託業、保険業関連の金融機構、金融持株会社及びその他国務院金融管理部門の認可によって設立又は認定された機構を指す(46 条 1 項)。なお、国外の金融機構や金融インフラが中国国内で設立した支店等にも本意見募集稿が準用される(47 条 1 項)。

¹¹ 主要株主の定義について、本意見募集稿では定められていない。金融機構の主要株主については、持分比率が5%を超える株主と定義する例がある(「商業銀行持分管理暫定規則」9条2項、「証券会社持分管理規定」5条等)。

¹² フィンテック企業においては、主要株主や実質的支配者が非金融業に従事している事例が散見され、その場合、金融業務従事に関する認可取得のハードルは高くなる可能性がある。

¹³ 主要株主だけでなく、全ての株主を対象としている。

¹⁴ 前注 13 ご参照。

中国最新法令 〈速報〉

(2) 金融リスクが生じた場合の対応措置

金融リスクが生じた場合、金融機構、主要株主及び実質的支配者が、手段を尽く し早期に対処しリスクを解消するのが原則¹⁵である(19条)。もっとも、金融リスク は、社会に対して影響を与える可能性もあるため、自らリスクを解消することが困 難である場合には、預金保険基金や業種保障基金等の出資による救済や、省級人民 政府による公的資金による救済が予定されている¹⁶(24条)。但し、当該基金や省級 人民政府による救済が困難な場合に備え、金融のセーフティーネットとして金融安 定保障基金に関する制度が新たに設けられた(28条)。

金融安定保障基金について、詳細な内容は現時点で明確ではないが、国際的な慣行を参考に設計された制度である。すなわち、金融機構、金融インフラ等は、平時に一定の金銭を拠出して基金を創設・維持し、国家金融安定発展統一調整メカニズム¹⁷が当該基金を管理する(29条)。重大な金融リスクが発生した場合、当該基金を利用して対応することが想定されている。

(全48条)

Ⅱ. 注目法令等の紹介

1. 「外商投資電信企業管理規定の改正等」

(原文「外商投资电信企业管理规定的修改等」18)

国務院令第 752 号、国務院 2022 年 4 月 7 日公布、2022 年 5 月 1 日施行

執筆担当: 呉 馳、宇賀神 崇

外商投資電信企業管理規定(以下「本規定」という。)は、2001年に制定され、2008年及び2016年にも改正が行われていた。今回の主な改正内容は以下のとおりである。まず、外商投資電信企業の定義¹⁹を、外商投資法に定める外商投資企業の定義を踏

¹⁵ 国務院金融管理部門は、金融機構にリスクが生じた場合(管理指標の異常な変動等)には、警告や是正命令等を行い、なお是正がなされない場合には、資産譲渡の制限及び重大取引における与信コントロール、一部資産の売却命令並びに責任を負う株主に対する持分譲渡命令等の早期是正措置を行うことができる(21 条)。さらに、同部門は、金融リスクへの対応措置として、主たる責任者の許可を受けて、金融機構の経営管理権の行使や、第三者機構(新設機構を含む)に対する金融機構の業務、資産及び負債の移転等を行うことができる(30 条)。

¹⁶ 例えば、包商銀行で重大な信用リスクが発生した際には、新たに設立された蒙商銀行が、内モンゴル自 治 区 に お け る 包 商 銀 行 各 支 店 の 業 務 、 資 産 、 負 債 等 を 引 き 受 け た が (http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4017033/index.html)、蒙商銀行の主要株主には、内 モ ン ゴ ル 財 政 庁 (16.67%) や 預 金 保 険 基 金 (27.5%) が 含 ま れ て い る (http://www.bsb.com.cn/homepage/gg/202004/t20200430 1623386.html)。

¹⁷ 国家金融安定発展統一調整メカニズム(原文「国家金融穏定発展統筹協調機制」)は、国務院金融管理部門、発展改革部門及び財政部門等によって構成される。金融システムの安定・維持に関する重大政策を研究し、重大な金融リスクの防止、解消及び処置を指揮する(5条、46条3項)。

¹⁸ 「一部行政法規の改正及び廃止に関する決定」は、外商投資電信企業管理規定等の 14 個の行政法規の一部の条文を改正し、工業製品品質責任条例等の 6 個の行政法規を廃止した。そのうち外商投資電信企業管理規定は、重要な改正がなされており注目を集めていることから、特に紹介する。

¹⁹ 改正前は、「外国投資者が中国の投資者と中国国内において法に従い中外合弁の形式により共同で設立する、電信業務を行う企業」と定義されていた。

中国最新法令 〈速報〉

まえて、「外国投資者が中国国内に法に従い設立する電信業務を行う企業」と修正した(改正後の本規定2条)。

次に、基礎電信業務及び付加価値電信業務に関する外国側投資者の企業の出資比率の上限²⁰について、「国に別段の定めがある場合はこの限りでない」という除外規定を設けている(改正後の本規定6条)。既に上海自由貿易区等で試験的に運用される出資比率上限の緩和政策と整合性をとることができ、今後の更なる緩和政策の余地を残している。

さらに、外国側の主要な投資者の資格条件のうち、「電信業務に従事する良好な業績及び運営経験を有すること」という条件が削除されている(改正前の本規定9条1項4号、10条)。これにより、外商投資電信企業への参入条件は緩和されたことになる。

最後に、設立申請及び認可の手続について、従前の工業情報化部門の「審査決定に関する意見書」及び商務部門の「外商投資企業認可証書」の取得は不要となり、市場監督管理部門における会社設立登記を経た後、工業情報化部門における電信業務経営許可証の申請を行うことになる。工業情報化部門における付加価値電信業務に対する審査期間は90日から60日に短縮されている(改正前の本規定14、15条等、改正後の本規定10条)。

(全 17 条)

2. 「医療機器生産監督管理規則(改正)」、「医療機器取扱監督管理規則(改正)」

(**原文「**医疗器械生产监督管理办法(修改)」、「医疗器械经营监督管理办法(修 改)」)

国家市場監督管理総局 2022 年 3 月 10 日公布、2022 年 5 月 1 日施行 執筆担当:沈陽、水本真矢、鈴木幹太

国家市場監督管理総局は、「医療機器生産監督管理規則」(以下「医療機器生産規則」という。)及び「医療機器取扱監督管理規則」(以下「医療機器取扱規則」という。)の改正を公布した。今回の改正は、2021年2月9日に公布された「医療機器監督管理条例」²¹の改正に合わせた改正が中心的な内容となっている。主な内容を以下のとおり紹介する。

(1) 医療機器生産規則

中国国内における医療機器生産活動及びその監督管理については、医療機器生産

²⁰ 外国側投資者の出資比率は、基礎電信業務の場合は最終的に 49%を超えてはならず、付加価値電信業務の場合は最終的に 50%を超えてはならない (改正後の本規定 6条)。

²¹ 同条例は、2021年2月9日に改正、公布され、2021年6月1日に発効されている。<u>本ニュースレタ</u> -No.350(2021年4月23日発行)をご参照ください。

中国最新法令 〈速報〉

規則が適用される(2条)。

(a) 医療機器生産許可証の申請

医療機器の生産は分類管理が行われ、第二類、第三類医療機器の生産活動に従事する場合、医療機器生産許可証を取得しなければならず、第一類医療機器の生産活動に従事する場合は、医療機器生産の届出を行う必要がある(4条)²²。

従来は、第二類、第三類医療機器の生産許可証を申請する場合、「申請する企業が保有する生産される医療機器の登録証」を提出する必要あるとされ²³、第二類、第三類医療機器の生産者が自ら生産する医療機器の登録者でなければならなかった。しかし、改正後の生産管理規則では、申請資料として提出が必要なのは「生産する医療機器登録証」とされ(8条1号)、生産企業自らが保有するものである必要がなくなった²⁴。これにより、医療機器の生産を委託する場合も受託企業が医療機器の登録を有している必要は無くなり、委託企業の登録証を提出すれば足りることになった。

(b) 医療機器の生産品質管理

改正後の医療機器生産規則では、従来の「委託生産管理」の章が削除され、委託生産に関する届出制度が廃止され、一つの医療機器につき同時期に一つの医療機器生産企業にのみ委託することが可能という制限²⁵もなくなった。第三章「生産品質管理」(25条~45条)では、医療機器登録者・届出者及び受託生産をする医療機器生産企業のそれぞれの責任を定め、医療機器登録者・届出者の法定代表者、主要責任者がその生産する医療機器の品質安全について全面的に責任を負うと規定した(26条)。

委託生産を行う場合、医療機器登録者・届出者は、受託生産企業と品質契約及び 委託契約を締結する義務があり(32条)、受託生産企業は生産行為、生産リリース (出荷等)に対して責任を負い、医療機器登録者・届出者は、医療機器の上市リリー ス、及び受託生産企業の生産リリースの関連規定の審査義務を有する(32条、34条)。

(c) 監督検査

医療機器登録者・届出者及び受託生産企業の生産活動については薬品監督管理部門が監督、検査を行う。医療機器生産規則では、医療機器登録者・届出者自ら生産を行う場合と委託生産を行う場合の監督検査の重点を明確に規定している(51条)。

輸入医療機器に関しては、輸入医療機器登録者・届出者²⁶が中国国内の企業法人を 代理人として指定し、代理人は、輸入医療機器登録者・届出者の法定義務の履行を 補助しなければならない(61条)。輸入医療機器の生産は中国の医療機器生産の関 連要求に適合し、国家薬品監督管理局による国外検査を受けなければならない(62

²² 医療機器監督管理条例では、医療機器をリスクの低いものから順に第一類(マスク、絆創膏等)、第二類(体温計等)、第三類(ペースメーカー、使い捨て注射器等)に分類し、管理すると定めている(6条)。

²³ 医療機器生産監督管理規則(2017年改正、2017年11月17日公布、施行)8条2号

²⁴ 医療機器監督管理条例では、「医療機器登録者、届出者とは、医療機器登録証を取得し、又は医療機器 届出を行う企業又は研究開発機構を指す」と規定しており、医療機器登録者・届出者は、自ら医療機器 を生産する、又は医療機器監督管理条例に規定する条件に符合する企業に委託して医療機器を生産する ことができると規定している(34 条 1 項)。医療機器生産条例の改正は医療機器監督管理条例の改正に 応じた改正と考えられる。

²⁵ 医療機器生産監督管理規則 (2017年改正、2017年11月17日公布、施行) 36条

²⁶ 医療機器監督管理条例によれば、輸入医療機器の登録者・届出者は、中国国外から中国国内に対して 医療機器を輸出する者、すなわち中国国外の企業、研究開発機構となる(15条、16条、57条)。

中国最新法令 〈速報〉

条1項)。

(d) 法的責任

医療機器生産の違法行為について、医療機器監督管理条例等の法律法規で定めがある場合、それらの規定に従う(73条)。そのほか、医療機器生産企業が製品品種状況の報告義務、生産再開報告義務など医療機器生産規則で定めた義務に違反した場合等の法的責任についても具体的に定められている。

(全81条)

(2) 医療機器取扱規則

中国国内における医療機器取扱及び監督管理については、医療機器取扱規則が適用される。

(a) 医療機器の取扱許可及び届出管理

医療機器の登録者、届出者は自ら、又は医療機器取扱企業に委託し、その登録届出をした医療機器を販売することができる(3条2項)。医療機器の取扱は分類管理が行われており、第三類医療機器の取扱については許可が、第二類医療機器の取扱については届出が必要とされ²⁷、他方、第一類医療機器の取扱については、許可又は届出が不要とされている(4条)。

(b) 取扱品質管理

医療機器取扱に従事する場合、購入、検収、貯蔵、販売、運輸、アフターサービスの全ライフサイクルにおける品質管理制度と品質制御措置を講じ、記録をしなければならない(29条)。医療機器取扱企業は、その販売する製品の追跡制度を構築、実施し、製品を追跡できるよう保証しなければならない(30条)。また、医療機器取扱企業は、合法な医療機器登録者、取扱企業から医療機器を購入する義務がある(31条)。加えて、医療機器取扱企業は仕入れ検査記録制度を構築する義務を有し(32条)、また、第二類、第三類医療機器の卸売業務及び第三類医療機器の小売業務に従事する取扱企業は、販売記録制度を構築する義務を有する(38条)。

医療機器取扱企業は品質管理の自己検査制度を構築し、毎年 3 月 31 日よりも前に所在地の市、県レベルの薬品監督管理部門に対して前年度の自己検査報告を提出しなければならない(33条)。

(c) 監督管理

薬品監督管理部門は、医療機器取扱企業の品質管理及び取扱う医療機器製品のリスク程度によってレベルに応じた管理を行い、かつ適時調整を行う(47条)。前年度の監督検査において重大な問題が発見された企業、違法行為により行政処罰を受けた企業や、新設、又は取扱条件に重大な変化が生じた医療機器卸売経営者及び第三類医療機器小売経営者等に対して重点的に監督検査が行われる(52条)。

²⁷ 製品の安全性、有効性が流通過程に影響されない第二類医療機器については、経営届出を免除することができるとされている。その具体的なリストは国家薬品監督管理局により制定、調整、公布される(25条)。

中国最新法令 〈速報〉

(d) 法的責任

医療機器取扱の違法行為について、医療機器監督管理条例等の法律法規に規定されている場合、当該規定に従う(65条)。それ以外、第三類医療機器取扱企業が無断に取扱場所、取扱範囲、取扱方式、倉庫住所を変更する場合、取扱許可証有効期限後に延長手続きをせずに医療機器取扱活動を続ける場合の処罰や、年度自己検査報告を要求通りに提出しなかった場合の処罰などについても定められている。

(全73条)

3. 「『民事訴訟法』の適用に関する解釈(改正)」

(原文「关于适用《中华人民共和国民事诉讼法》的解释(修改)」 最高人民法院 2022年4月2日公布、2022年4月10日施行

執筆担当:張超、宇賀神崇

本決定は、全国人民代表大会常務委員会の「『民事訴訟法』の改正に関する決定」²⁸を受けて、「『民事訴訟法』の適用に関する解釈」(以下、本決定による改正前のものを「旧解釈」と、改正後のものを「新解釈」という。)を改正するものである。本決定の主な改正点は以下のとおりである。

まず、簡易手続について、本決定は、新民訴法 164 条の内容に基づき、簡易手続の 審理期間の上限を6ヶ月から4か月に短縮し(6条1項、新解釈 258条)、また、新 民訴法 90 条に合わせて、簡易手続における電子的方式その他の簡便な送達方式の適 用範囲を全ての訴訟文書に拡大した(7条、新解釈 261条)。

次に、新民訴法における少額訴訟手続の整備に合わせて、本決定は、海事法院が少額訴訟手続を適用して審理する海事・海商事件の訴額について、旧解釈に定められた上限を、受理法院所在地の省レベルの前年度の就業者年間平均賃金の 30%から 50%に変更した(9条、新解釈 273条)。

さらに、新民訴法が、調解合意の司法確認事件を「人民法院が調解組織を招聘して 先に調解を行う場合」と「調解組織が自ら調解を行う場合」に分けてそれぞれの管轄 法院を明確化したことに伴い、本決定は、二つ以上の調解組織が自ら調解を行う場合 にはそれぞれの所在地を管轄する人民法院が均しく管轄を有し(共同管轄の原則)、 最も先に立件した人民法院が管轄することとした(14条、新解釈 352条)。

(全 16 条)

²⁸ <u>本ニュースレターNo.368(2022 年 1 月 28 日発行)</u>をご参照。

中国最新法令 〈速報〉

Ⅲ. その他の法令等一覧

2022 年 3 月 22 日から 2022 年 4 月 11 日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである(上記にて取り扱った法令等を除く。)。

1. 「ネットワークライブ配信営利行為のさらなる規範化及び業界の健全な発展 の促進に関する意見」

(原文: 关于进一步规范网络直播营利行为促进行业健康发展的意见) (国家インターネット情報弁公室、国家税務総局、国家市場監督管理総局、2022 年 3 月 25 日公布、同日施行)

2. 「医療機器臨床試験品質管理規範」

(原文: 医疗器械临床试验质量管理规范)

(国家薬品監督管理局、国家衛生健康委員会、2022 年 3 月 24 日公布、2022 年 5 月 1 日施行)

3. 「ヒト遺伝資源管理条例実施細則(意見募集稿)」

(原文:人类遗传资源管理条例实施细则(征求意见稿)) (科学技術部、2022年3月21日公布、意見募集期限2022年4月21日)

4. 「情報安全技術 ビッグデータサービス安全能力要求 (意見募集稿)」

(原文: 信息安全技术 大数据服务安全能力要求(征求意见稿))

(全国情報安全標準化技術委員会、2022 年 4 月 7 日公布、意見募集期限 2022 年 6 月 6 日)

セミナー情報

▶ セミナー 『中国の労働法制と労務管理のポイント』

開催日時 2022年5月25日(水)13:30~16:30

講師 五十嵐 充

主催 株式会社労務行政 人事育成事業部 セミナー事務局

▶ セミナー 『中国現地の労務管理のポイント~中国労務管理の特徴から新たに

施行される個人情報保護法への対応も含めた最新トピックまで~』

開催日時 2022年5月31日(火)13:30~16:30

講師 五十嵐 充、宇賀神 崇 主催 株式会社経営調査研究会

セミナー 『ベトナムの労働法制と労務管理のポイント』

開催日時 2022年6月7日(火) 13:30~16:30

講師 江口 拓哉

主催 株式会社労務行政

中国最新法令〈速報〉

NEWS

▶ 新型コロナウイルス対応 参考リンク集(随時更新)

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当事務所では新型コロナウイルス対応に関するニュースレターや寄稿、官公庁等の最新公開情報のリンクを当事務所 HPにまとめております。詳細はこちら、英語版はこちらをご参照ください。

中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔、李珉、山口健次郎、鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、宇賀神崇、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、加瀬由美子、佐藤万里、重富賢人、橋本祐弥、福澤寛人、渡邊泰尚姚珊、吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴楽天、呉馳、孟立恵、張雪駿、沈暘、李昕陽、崔北媞、金春賢

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1

丸の内パークビルディング TEL: 03-5220-1839 FAX: 03-5220-1739

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号 恒生銀行大厦 6 階 200120 TEL: +86-21-6841-2500 FAX: +86-21-6841-2811 ■ shanghai@mhm-global.com

BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号 北京発展大厦 316 号室 100004 TEL: +86-10-6590-9292 FAX: +86-10-6590-9290 ▶ beijing@mhm-global.com

(当事務所に関するお問い合せ) 森・濱田松本法律事務所 広報担当 mhm_info@mhm-global.com 03-6212-8330 www.mhmjapan.com